

# 市蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金交付要綱

平成27年12月16日策定

平成28年 3月 7日改定

平成28年 8月17日改定

平成29年 4月 1日改定

## (目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)附則第3条第1項の規定に基づき、要緊急安全確認大規模建築物のうち民間建築物(以下「民間大規模建築物」という。)を対象に、市内民間大規模建築物の所有者が自己の建築物の耐震補強設計を実施するにあたり、市がこれに要する費用の一部を補助することに関して必要な事項を定めることにより、市内大規模建築物の耐震化を促進し、安全安心な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 次のいずれかに該当する建築物の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 平成18年国土交通省告示第184号建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「指針」という。)の技術上の指針による耐震診断

イ 国土交通大臣が指針と同等以上の効力を有すると認めた方法(「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について(技術的助言) 平成26年11月7日国住指第2850号」)(以下「技術的助言」という。)による耐震診断

(2) 耐震改修 耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判断された建築物について、増築、現地建替、修繕、模様替又は一部の除却により、地震に対して安全な構造とすることをいう。

(3) 耐震補強設計 耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判断された建築物について、地震に対して安全な構造とする耐震改修の設計をいう。

2 この要綱において使用する用語は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び法において使用する用語の例による。

## (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす事業とする。

(1) 次のすべてに適合する建築物に係る補強設計であること。

ア 法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物(国又は地方公共団体の所有するものを除く。)

イ 市内に存する昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した建築物

ウ 原則として建築基準法の規定に違反していない建築物(耐震関係規定以外の同法の違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものを含む。)

(2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項に規定する者(以下「耐震補強設計者」という。)が耐震補強設計したものであること。ただし、耐震補強設計が複数により行われる場合においては、少なくとも1名の耐震補強設計

者が当該設計に加わるものであること。

- (3) 当該耐震補強設計の結果については、耐震補強設計が適正に行われていることについて既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会（以下「第三者の専門機関」という。）において評定を受けたものであること。ただし、増築又は現地建替（以下「建替等」という。）にあっては、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けたものであること。
- (4) 他の補助金等（耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日国住市第53号国土交通省住宅局長通知）に基づく補助金を除く。）の交付を受けていないこと。

（補助の限度）

第4条 市長は、申請者に対して予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

2 同一棟に関する補助は、一回限りとする。

（補助率及び補助金の額等）

第5条 対象建築物1棟あたりの補助金の額は、耐震補強設計に要する費用の額又は別表の規定により算出した補助の対象限度額のいずれか少ない額に23%を乗じて得た額を限度とし、市長が定めた率を乗じた額とする。ただし、耐震改修のうち建替等による耐震補強設計にあっては、次の各号のいずれか少ない額に23%を乗じて得た額を限度とし、市長が定めた率を乗じた額とする。

- (1) 耐震補強設計に要する費用の額
- (2) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書による建築物の延べ床面積に対し、別表の規定により算出した補助の対象限度額
- (3) 建替等後の建築物の床面積に対し、別表の規定により算出した補助の対象限度額

2 前項の規定により算出した補助金の額は、千円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震補強設計の実施に関する契約を締結する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合にあつては、その一部を省略することができる。

- (1) 法人所有の建築物にあつては、法人の現在事項全部証明（登記証明書）の写し
- (2) 申請者名の補助金の振込口座確認書（様式第2-1号）
- (3) 申請者の滞納無証明又は同意書（様式第2-2号）
- (4) その他、市長が必要と認めた書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定し、室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（耐震補強設計の着手）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、補助対象事業（以下「補助事業」という。）に着手したときは、着手の日から14日以内に耐震補強設計着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(取り下げ届)

第9条 交付決定を受けた者は、耐震補強設計を中止する場合は、速やかに補助金交付申請取下届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(変更申請)

第10条 交付決定を受けた者は、第7条の規定による補助金交付決定の通知を受けた後、耐震補強設計の内容を変更するときは、速やかに次の各号に掲げる申請書を市長に申請しなければならない。

(1) 補助金額に変更が生じる事業の内容を変更しようとするとき 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金交付変更申請書(様式第7号)

(2) 補助金額に変更が生じない範囲で、次に掲げる補助事業の内容を変更しようとするとき 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業内容変更承認申請書(様式第8号)

ア 補助の対象となる部分の面積

イ 耐震補強設計者

ウ その他申請内容の大幅な変更該当するものとして市長が定める事項

2 市長は、前項第1号の規定による変更申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定し、室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金交付決定変更通知書(様式第9号)又は室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金不交付決定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第2号の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業内容変更承認通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は当該事業年度の3月31日までのうち、いずれか早い日までに、室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業完了実績報告書(様式第12-1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により市長が認める場合にあっては、この限りではない。

(1) 耐震補強設計報告書

(2) 耐震補強設計に要した費用に係る契約書の写し

(3) 耐震補強設計に要した費用に係る支出を証明する書類の写し

(4) 耐震補強設計に要した費用の明細書の写し

(5) 第三者の専門機関による評定書の写し

(6) その他市長が必要と認めた書類

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第12条 交付決定を受けた者は、補助事業が当該事業年度の3月31日までに完了しない場合及び業務の遂行が困難な場合は、補助事業等執行遅延(不能)報告書(様式第12-2号)を市長に提出し、市長の指示を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を決定し、室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金の額の確定通知書(様式第13号)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

る。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による補助金の額の通知を受けた者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付請求は、当該通知書を受け取った日から14日以内に行わなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第16条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) 補助金を耐震補強設計事業以外の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の措置に違反したとき

(4) 室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第39号)第2項第1項第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員であるとき

(5) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消したときで、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、前条第1項の規定により交付決定を取り消された者に対して、室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金返還命令書(様式第16号)により、期限を定めて返還を命ずることができる。

(補助事業の遂行)

第18条 交付決定を受けた者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(書類の整備、保存)

第19条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者(以下「補助金の交付を受けた者」という。)は、この事業に係る補助金の収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、これを事業の完了する日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(調査等への協力)

第20条 補助金の交付を受けた者は、この事業に係る補助金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行うときはこれに協力しなければならない。

(事業主の責務)

第21条 補助金の交付を受けた者は、補助の対象となった建築物の耐震化に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、この事業完了後、速やかに耐震改修検討書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、当該建築物の耐震改修工事、建替え工事又は解体工事が完了するまでの間、前項の耐震改修検討書を、毎年1回市長に提出しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月16日から施行する。

2 この要綱は、平成28年3月7日から施行する。

3 この要綱は、平成28年8月17日から施行する。

4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 補助金の限度額(第5条関係)

面積単価
1平方メートル当たり2,700円

様式第1号 補助金交付申請書

様式第2-1号 補助金振込口座確認書

様式第2-2号 同意書

様式第3号 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金交付決定通知書

様式第4号 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金不交付決定通知書

様式第5号 耐震補強設計着手届

様式第6号 補助金交付申請取下届

様式第7号 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金交付変更申請書

様式第8号 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業内容変更承認申請書

様式第9号 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金交付決定変更通知書

様式第10号 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金不交付決定通知書

様式第11号 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業内容変更承認通知書

様式第12-1号 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業完了実績報告書

様式第12-2号 補助事業等執行遅延(不能)報告書

様式第13号 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金の額の確定通知書

様式第14号 補助金交付請求書

様式第15号 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金交付決定取消通知書

様式第16号 室蘭市民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金返還命令書

様式第17号 耐震改修検討書